※法人格のない任意団体の会則や規約は、特にこれ、という決まった形式はありません。

どんな団体にしていきたいかメンバーの皆さんと話し合いながら、団体の状況に応じたオリジナルの規約を作ってください。

**記載例1**

**○○○（団体名称）規則／会則／規約**

（名称）

第1条 この会は、○○○（以下「本会」という。）と称する。

私益（仲間内の会合等）や共益（会員同士の交流等）を目的とした団体の方はご利用できません。

↓

（事務所）

第2条 本会の事務所は、横浜市○○に置く。

（目的）

第3条 本会は、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために○○○活動を行い次の事業を実施する。

（1） ○○○

（2） ○○○

（3） その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、次の○種類とする。

←会員は、必ずしもこの名称でなくてもOKです。分かりやすい名称にしましょう。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（3）○○会員は、・・・

（入会）

第6条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、○○（会長、代表等）に申し込むものとする。

（会費）

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

（1）正会員 ○○○円

（2）賛助会員 ○○○円

（退会）

第8条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡したとき。

（2）会費を○年以上納入しないとき。

第9条 本会に次の役員を置く。

（１）会長 １人

←役員名称はこの例に限りません。代表・副代表とする団体もあります。

（２）副会長 ○人

（３）会計 ○人

（４）総務 ○人

（５）監事 ○人

（選任）

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

２ 監事は会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

（職務）

第11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３ 会計は、本会の会計を担当する。

４ 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。

５ 監事は、会の活動及び会計を監査する。

附則

1 この会則は、○年○月○日から施行する。

※法人格のない任意団体の会則や規約は、特にこれ、という決まった形式はありません。

どんな団体にしていきたいかメンバーの皆さんと話し合いながら、団体の状況に応じたオリジナルの規約を作ってください。

**記載例2**

**○○○（団体名称）規則／会則／規約**

（名称）

第1条 この会は、○○○（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、横浜市○○に置く。

（目的）

第3条 本会は、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

（1） ○○○

（2） ○○○

（3） その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、次の○種とする。

←かならずしもこの名称でなくてもOKです。分かりやすい名称にしましょう。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（3）○○会員は、・・・

（入会）

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、○○（会長、代表等）に申し込むものとする。

（会費）

←「総会において別に定める」等の記載でもかまいません

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

（1）正会員 ○○○円

（2）賛助会員 ○○○円

（退会）

第8条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（2）会費を○年以上納入しないとき。

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

（１）会長 １人

←役員の名称はこの例に限りません。代表・副代表とする団体もあります。

（２）副会長 ○人

（３）会計 ○人

（４）総務 ○人

（５）監事 ○人

（選任）

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

２ 監事は会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

（職務）

第11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３ 会計は、本会の会計を担当する。

４ 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。

５ 監事は、会の活動及び会計を監査する。

（解任）

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、○○の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（任期）

第13条 役員の任期は、○○年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

（総会）

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

（1）会則の変更

←あくまで一例です。

（2）解散

（3）報告および決算

（4）計画および予算

（5）役員の選任又は解任

（6）その他会の運営に関する重要事項

←「会員の過半数」としても可

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議事録）

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第14条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第16条 会長は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第17条 本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

（委任）

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）

第19条 この会則は、総会において、出席者の○分の○以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、○年○月○日から施行する。

※法人格のない任意団体の会則や規約は、特にこれ、という決まった形式はありません。

どんな団体にしていきたいかメンバーの皆さんと話し合いながら、団体の状況に応じたオリジナルの規約を作ってください。

**記載例3**

**○○○（団体名称）規則／会則／規約**

**第１章 総則**

（名称）

第１条　この会は、○○○（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、横浜市○○に置く。

**第２章 目的及び事業**

（目的）

第３条 本会は、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日設立する。

（活動・事業の種類）

第４条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

（1） ○○○

（2） ○○○

（3） その他、目的の達成に必要な活動

**第３章 会員**

（種別）

第５条 この会の会員は、次の○種とする。

←かならずしもこの名称でなくてもOKです。分かりやすい名称にしましょう。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会し、総会での議決権を持つ者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（3）○○会員は、・・・

（入会）

第６条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、○○（会長、代表等）に申し込むものとする。

（会費）

第７条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

←「総会において別に定める」等の記載でもかまいません

（1）正会員 ○○○円

（2）賛助会員 ○○○円

（退会）

第８条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

２ 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

（１）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（２）会費を○年以上納入しないとき。

**第４章 役員**

（種別）

第９条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

（１）会長 １人

←役員名称はこの例に限りません。代表・副代表とする団体もあります。

（２）副会長 ○人

（３）会計 ○人

（４）総務 ○人

（５）監事 ○人

（選任）

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

２ 監事は会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

（職務）

第11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３ 会計は、本会の会計を担当する。

４ 監事は、会の会計を監査する。

（解任）

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、○○の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（任期）

第13条 役員の任期は、○○年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

**第５章 総会**

（種別）

第12 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

第13 条 総会は、正会員をもって構成する。

（審議事項）

第14 条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

（1）会則の変更

←あくまで一例です。

（2）解散

（3）事業の変更

（4）事業報告及び収支決算

（5）事業予算及び収支予算

（6）役員の選任又は解任

（7）その他会の運営に関する重要事項

（開催）

第15 条 総会は、会長が招集する。

２ 通常総会は、年１回開催する。

３ 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）全会員の３分の１以上から請求があったとき。

（議長）

第16 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

←「会員の過半数」としても可

第17 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議決）

第18 条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第19 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって

表決し、又は他の正会員を代理人として表決することができる。

２ 前項の場合における第17 条及び第18 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第20 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

（議事録の公開）

第21 条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

**第６章 役員会**

（構成）

第22条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

（権能）

第23 条 役員会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第24 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

（議長）

第25 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第26 条 役員会には、第17 条から第21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

**第７章 会計**

（経費）

第27 条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（事業年度）

第28 条 本会の事業年度は、○月○日から翌年の○月○日までとする。

（事業計画及び予算）

第29 条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第30 条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

**第8章　事務局**

（事務局の設置等）

←事務局長の任命方法などをここで定めてもよい

第31条　本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

**第9章 雑則**

（会則の変更）

第32 条 この会則は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

（委任）

第33 条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、○○年○○月○○日から施行する。